

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成31年4月26日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 森裕行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
高松南高等学校	平成31年1月15日
埋蔵文化財センター	平成31年1月16日
教育センター	平成31年1月18日
五色台少年自然センター	〃
観音寺総合高等学校	平成31年1月21日
坂出商業高等学校	平成31年1月22日
坂出工業高等学校	〃
丸亀高等学校	平成31年1月24日
善通寺第一高等学校	〃
高松西高等学校	平成31年2月4日
香川中部養護学校	〃
義務教育課	平成31年2月6日
生涯学習・文化財課	〃
特別支援教育課	〃
津田高等学校	平成31年2月7日
香川東部養護学校	〃
高松高等学校	平成31年2月8日
三木高等学校	〃
保健体育課	平成31年2月13日
(新県立体育館整備推進室)	
高校教育課	〃
総務課	〃
人権・同和教育課	平成31年2月27日
健康福利課	〃
高松工芸高等学校	平成31年3月26日
石田高等学校	〃
高松東高等学校	〃
小豆島中央高等学校	〃

香川中央高等学校	〃
丸亀城西高等学校	〃
琴平高等学校	〃
図書館	〃
屋島少年自然の家	〃
多度津高等学校	〃
盲学校	〃
高松桜井高等学校	〃
西部教育事務所	〃
飯山高等学校	〃
農業経営高等学校	〃
高松養護学校	〃
香川西部養護学校	〃
東部教育事務所 (小豆分室)	〃
香川丸亀養護学校	〃
高松商業高等学校	〃
坂出高等学校	〃
志度高等学校	〃
観音寺第一高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
善通寺養護学校	〃
三本松高等学校	〃
笠田高等学校	〃
高松北高等学校	〃
高松北中学校	〃
聾学校	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

証紙の消印がないものや、消印の日付を誤っていたものがあった。また、このことについて自主検査で見過ごされていた。(義務教育課)

イ 支出について

(ア) 自家用車を公務で使用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。
(屋島少年自然の家)

- (イ) 1月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあつた。(高松北高等学校)
- (ウ) 中国・四国ろう学校PTA連合總會・研究協議會の負担金は私費負担とする必要があつた。(聾學校)
- ウ 物品について
毒劇物出納簿について、使用數量が記載されていないものがあつた。(小豆島中央高等学校)
- エ 財産について
警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠の報告が散見されていた。「警備委託による校舎等の管理及び日番業務に関する規程」に基づき、日番者等が火氣・戸締まり等の確認を適切に行う必要がある。(高瀬高等学校)
- (3) 検討指示事項
 - ア 契約について
 - (ア) 県と台湾桃園市のスポーツ交流事業の委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(保健体育課)
 - (イ) 海外研修旅行企画手配業務の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(高校教育課)
 - (ウ) 概ね同一時期に実施する校舎と体育館の床面洗淨及びワックス塗布業務委託について、まとめて発注できないか検討する必要がある。(高松商業高等学校)